

(1) 事業の全体計画

①事業の概要

排出事業者から委託を受けた産業廃棄物について、関係法令を遵守し、環境保全を最優先とした適正な収集運搬を行う。業務にあたっては、廃棄物の種類や性状を事前に確認し、飛散防止を徹底するとともに、適正な積み及び運搬を実施する。運搬車両は点検を行い、安全運行及び排ガス抑制など環境負荷の低減に努める。

(事業内容)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬業

②営業範囲

三重県内

(2) 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物含む）

燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず等・鉱さい・がれき類
引火性廃油・特定有害廃石綿等

年間計画(積替え保管有り)

産業廃棄物収集運搬業（特別管理産業廃棄物含む）

燃え殻	1 t/年
汚泥	1 t/年
廃プラスチック類	180 t/年
紙くず	1 t/年
木くず	1,320 t/年
繊維くず	40 t/年
金属くず	350 t/年
ガラスくず等	1,100 t/年
鉱さい	1 t/年
がれき類	22,000 t/年
石綿含有廃棄物	250 t/年
廃蛍光管	1 t/年
引火性廃油	1 t/年
特定有害廃石綿等	1 t/年

(3) 収集運搬業務の具体的な計画

(産業廃棄物)

燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず等・鉱さい・がれき類・石綿含有廃棄物
(廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類)・廃蛍光管(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等)：

主として自社、または三重県内に事業所を有する建設業等の排出事業者から産業廃棄物を受け入れ、当社が三重県内に保有する処理施設、収集運搬業許可範囲内にある他社処理施設へ適正に運搬する。

①燃え殻

・フレコンバックに入れて運搬 ダンプ24台・キャブオーバー2台

②汚泥

・密閉型コンテナに入れて運搬 ダンプ24台・キャブオーバー2台

③廃プラスチック類

・フレコンバックに入れて運搬 ダンプ24台・キャブオーバー2台

④紙くず

・フレコンバックに入れて運搬 ダンプ24台・キャブオーバー2台

⑤木くず

・シートで覆い運搬 ダンプ24台・キャブオーバー1台

⑥繊維くず

・シートで覆い運搬 ダンプ24台・キャブオーバー1台

⑦金属くず

・シートで覆う又はコンテナに入れて運搬 ダンプ24台・キャブオーバー1台

⑧ガラスくず等

・フレコンバックに入れて運搬 ダンプ24台・キャブオーバー2台

⑨鉱さい

・フレコンバックに入れて運搬 ダンプ24台・キャブオーバー2台

⑩がれき類

・コンテナに入れて運搬 ダンプ24台・キャブオーバー1台

⑪石綿含有廃棄物（廃プラスチック類・ガラスくず等・がれき類）

・フレコンバックに入れて運搬 ダンプ24台・キャブオーバー1台

⑫廃蛍光管（廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず等）

・専用ケース（廃蛍光管用）又はコンテナに入れて運搬 ダンプ24台

(特別管理産業廃棄物)

引火性廃油・特定有害廃石綿等：

主として自社、または三重県内に事業所を有する建設業等の排出事業者から特別管理産業廃棄物を受け入れ、当社の収集運搬業許可範囲内にある他社処理施設へ適正に運搬する。

①引火性廃油

・ドラム缶又は専用容器に入れて運搬 ダンプ22台・キャブオーバー1台

②特定有害廃石綿等

・二重梱包し運搬 ダンプ22台・キャブオーバー1台

事業計画の概要

事業計画の概要	<p>1) 収集運搬作業を行う時間 8：00～17：00（休憩2時間）</p> <p>2) 休業日 日曜日・祝日・夏季休暇（8月13日～8月16日）・年末年始（12月28日～1月4日） ※休業日は年度ごとに変更する場合があります。</p> <p>(4) 環境保全措置の概要</p> <p>1) 産業廃棄物収集運搬業を行うにあたり、周辺環境及び生活環境への影響を最小限に抑えることを重要な責務と考え、以下の環境保全措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none">・定期的な点検・整備を実施・アイドリングストップの徹底による燃料使用量の削減及び二酸化炭素排出量の抑制・廃棄物の飛散防止のため、廃棄物の性状に応じてシートを義務化・従業員に対し、環境保全及び安全運転に関する教育・指導を継続定期に実施し環境意識の向上を図る <p>2) 積替え又は保管施設において講ずる措置</p> <p>別添「積替え保管施設」のとおり</p>
---------	--